

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年6月22日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人人権ネットワーク・ウェーブ21

(2) 代表者の氏名

山田 康夫

(3) 主たる事務所の所在地

京都市伏見区竹田浄菩提院町148番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、部落問題をはじめとしたあらゆる差別問題の資料の収集と公開、講座やセミナー等による人権教育の実施、あらゆる広報媒体を使った人権問題の発信、人権団体や各種団体との交流によるネットワーク創りなどの事業を行い、人権文化の創造によって平和と平等の時代の実現に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年6月6日

(文化市民局地域自治推進室)